

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について

一宮市学校給食審議会委員の委嘱について、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成30年6月22日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

提案理由

選出団体役員改選のため、一宮市学校給食審議会設置要綱第2条及び第3条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市学校給食審議会委員 委嘱候補者

氏 名	備 考	新任 再任
のりたけ やすろう 則竹 安郎	学識経験者 一宮市議会経済教育委員会委員長就任のため	新
いしはら みきお 石原 幹雄	教育関係者 一宮市小中学校長会会長就任のため	新
いながき あつこ 稲垣 淳子	教育関係者 一宮市小中学校長会給食委員会副委員長就任のため	新
いなば ちえこ 稲葉 智恵子	教育関係者 一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会副会長就任のため	新
いまい ゆか 今井 由香	教育関係者 一宮市小中学校PTA連絡協議会母親代表会書記就任のため	新

2. 委嘱期間

平成30年6月22日から平成32年3月31日

# 一宮市学校給食審議会設置要綱

## (設置)

第1条 一宮市の合併後の望ましい学校給食のあり方を審議するため、一宮市学校給食審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

## (委員)

第2条 審議会は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱する13人以内の委員で組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 教育関係者
- (3) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

## (任期)

第3条 委員の任期は3年以内とし、この要綱に基づき委嘱する日から審議終了までとする。ただし、職名をもってあてられた者はその在任期間とし、補欠又は事故により交代したときは、前任者の残任期間とする。

## (組織)

第4条 審議会に会長1人及び副会長1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

## (会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、会長が議長を務める。
- 3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

## (庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育文化部学校給食課において処理する。

## (雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会が定める。

## 付 則

- 1 この要綱は、平成19年6月27日から施行する。

一宮市学校給食審議会委員 名簿

(平成 30 年 6 月 22 日現在)

氏 名	備 考
さ さ き ただし 佐々木 直	学識経験者 (修文大学名誉教授)
のりたけ やすろう 則竹 安郎	学識経験者 (一宮市議会経済教育委員会委員長)
いしほら みきお 石原 幹雄	教育関係者 (一宮市小中学校長会会長)
こんどう まなみ 近藤 真奈美	教育関係者 (一宮市小中学校長会給食委員会委員長)
いながき あつこ 稲垣 淳子	教育関係者 (一宮市小中学校長会給食委員会副委員長)
かとう ちはる 加藤 千晴	教育関係者 (千秋東小学校食育・給食主任)
にしむら みちよ 西村 美智代	教育関係者 (丹陽中学校食育・給食主任)
かわしま じゅんこ 川島 淳子	教育関係者 (浅井中学校栄養教諭)
もうり あつこ 毛利 敦子	教育関係者 (木曾川中学校栄養教諭)
のだ あきこ 野田 亜紀子	教育関係者 (木曾川東小学校栄養教諭)
いなば ちえこ 稲葉 智恵子	社会教育関係者 (一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表会副会長)
いまい ゆか 今井 由香	社会教育関係者 (一宮市小中学校 PTA 連絡協議会母親代表会書記)
よしだ けんじ 吉田 健二	教育委員会が必要と認める者 (一宮地方総合卸売市場(株)専務取締役)

\* 委嘱期間：平成 32 年 3 月 31 日まで

第 4 1 号議案

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委  
嘱について

一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員の委嘱につ  
いて、別紙案を添えて教育委員会の審議に付します。

平成 3 0 年 6 月 2 2 日

一宮市教育委員会  
教育長 中 野 和 雄

提案理由

任期満了のため、一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会  
設置要綱第 3 条の規定により本案を提出します。

1. 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会委員 委嘱候補者

(地域文化広場・市民会館等)

氏名	備考	新任 再任
なかの かず お 中野 和 雄	一宮市教育長	再
たき かず なが 滝 和 良	一宮市図書館長	再
まきの しん や 牧野 信 也	公認会計士	新
うつき やすし 宇都木 寧	弁護士	再
にしむら し ま 西村 志 磨	修文大学 短期大学部准教授	再
さうだ みきこ 左右田 三樹子	施設利用者代表 (一宮市民会館)	再
ふわ ひろし 不破 皓	施設利用者代表 (尾西市民会館)	再
うえだ こ 植田 れい子	施設利用者代表 (地域文化広場)	再
ひら た ひろ こ 平田 博 子	施設利用者代表 (地域文化広場)	再

(一宮スポーツ文化センター等、アイプラザ一宮)

氏名	備考	新任 再任
なかの かず お 中野 和 雄	一宮市教育長	再
たき かず なが 滝 和 良	一宮市図書館長	再
まきの しん や 牧野 信 也	公認会計士	新
うつき やすし 宇都木 寧	弁護士	再
にしむら し ま 西村 志 磨	修文大学 短期大学部准教授	再
かわうら かつ まさ 川浦 勝 正	施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)	再
いとう すず こ 伊藤 鈴 子	施設利用者代表 (一宮スポーツ文化 センター)	再
たなか たもつ 田中 多茂津	施設利用者代表 (スケート場)	再
ふわ ひとし 不破 均	施設利用者代表 (アイプラザ一宮)	再

(スポーツ施設、体育館施設等)

氏名	備考	新任 再任
の だ しん ご 野 田 眞 吾	一宮市 教育文化部長	再
みな もと よう じ 皆 元 洋 司	一宮市 教育文化部次長	再
うす い たか よし 臼 井 孝 嘉	公認会計士	再
たか ぎ みち ひさ 高 木 道 久	弁護士	再
きく ち ひで お 菊 池 秀 夫	中京大学 スポーツ科学部教授	再
まえ しま ひろ し 前 島 弘 嗣	施設利用者代表 (光明寺公園球技場)	再
たか はし みさこ 高 橋 美佐子	施設利用者代表 (温水プール)	再
いけ だ かおり 池 田 香	施設利用者代表 (尾西スポーツセンター)	再
はま だ きよ こ 濱 田 清 子	施設利用者代表 (総合体育館)	再

## 2. 委嘱期間

平成30年7月1日～平成31年6月30日

## 一宮市教育委員会指定管理者にかかる実績評価委員会設置要綱

### (設置)

第1条 一宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が所管する公の施設への指定管理者導入に伴い、指定期間中における指定管理者の業務水準を確認するため、指定管理者にかかる実績評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

2 委員会は、評価を受ける指定管理者2団体毎に1つの委員会を設置する。

### (所掌事務)

第2条 各委員会は、教育委員会が所管する公の施設の指定管理者（以下「指定管理者」という。）があらかじめ事業計画書に記載された事項と実際に提供されている業務水準について比較検討を行うため、次の事項について審査検討するものとする。

- (1) 指定管理者が提出した事業報告書（月次、四半期、年間）
- (2) 協定書に記載された事項の執行状況
- (3) リスクが発生した場合の協議
- (4) 協定書の解釈に疑義が生じた場合、または協定書に定めのない事項が生じた場合、教育委員会の求めに応じて行う聴聞
- (5) その他、委員会が必要と認めた事項

### (組織)

第3条 各委員会は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 教育長又は教育文化部長
- (2) 次長相当職の市の職員
- (3) 公認会計士
- (4) 学識経験者
- (5) 施設利用者代表

2 各委員会に会長、副会長を置き、会長には教育長又は教育文化部長、副会長には次長相当職の市の職員をもって充てる。

3 会長は、各委員会を代表し、会務を総理する。

4 会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

### (委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年間とする。ただし、教育委員会は、委員の同意を得て、これを延長することができる。

2 委員が辞任し、又は欠けたときは、速やかにこれを補充するものとする。



この場合における任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 各委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 各委員会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を各委員会に出席させることができる。

4 各委員会は、公開しないものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育文化部教育指定管理課が処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、各委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年7月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行する。

一宮市教育委員会後援名義の使用について

一宮市教育委員会後援名義の使用について、別紙のとおり申請がありましたので、教育委員会の審議に付します。

平成30年6月22日

一宮市教育委員会  
教育長 中野和雄

## 一宮市教育委員会後援名義使用許可基準

(許可基準)

第2条 後援名義の使用の許可は、次の各号のいずれかに該当する事業に対して行うものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が主催し、又は後援する事業
- (2) 学校又は学校の連合体が主催する事業
- (3) 市内の公共的団体及びこれに加盟している団体が主催する事業
- (4) 公益法人及びこれに準ずる団体（宗教法人を除く。）が主催する事業
- (5) 次に掲げる団体等が主催する事業で、その内容（入場料、場所、事業内容等）が  
相当と認められる事業
  - ア 市内の教育関係団体
  - イ 報道機関（新聞社又は放送局）
  - ウ 国、地方公共団体が補助等をしている団体
- (6) 過去において、教育委員会が後援した実績のある事業
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が相当と認めた事業

2 前項の規定にかかわらず、当該事業が次の各号のいずれかに該当する場合は、後援名義の使用を許可しないものとする。

- (1) 営利を目的として行われる事業
- (2) 特定の政党又は宗教団体が主催する事業
- (3) 教育の中立性を損なうおそれのある事業
- (4) 会員制又は会員勧誘を前提とした事業
- (5) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある事業
- (6) 市内全域を対象としない事業
- (7) 一宮市暴力団等の排除に関する条例（平成23年一宮市条例第24号）第2条第1項第1号に規定する暴力団又は同項第2号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有する者が主催し、又は関与すると認められる事業
- (8) 前各号に掲げる事業のほか、教育委員会が支障があると認めた事業

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(総務課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
5	いちのみや秋 まつり実行委 員会 委員長  さかさばら じょう 榊原 讓	一宮だいたいフ ェスタ大集合 for Hal loween 2018	・オープン・フィ ナーレセレモニー ・パレード ・衣装コンテスト ・お菓子プレゼン ト	10月6日(土)～ 10月28日(日)	一宮市内 一円	無料	(3) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(学校教育課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
22	夢木香株式会社 代表取締役 なかがわ しんじ 中川 信治	「木っていいな。 森っていいな。○ ○っていいな」小 学生絵画コンク ール	・木や森をイメージした絵画コン クールを通じて、子どもたち の自然を大切に思う心を育て ることを目的。 ・応募告知を中日新聞に掲載 し募り受賞作品を選定。後日 授賞式を名古屋市内で開催。	応募期間 8月1日(水)～ 9月15日(土) 受賞者発表 10月6日(土) 表彰式 11月中旬	受賞作品選定 会場:中日新聞 社北館	無料	(6)
23	一宮市 市長 なかの まさやす 中野 正康	平成30年度 (第14回) 一宮市環境月間	・市民の環境意識の高揚を目的 とした啓発活動 ・作品募集については、市内 小学校児童・中学校生徒が対象 ・習字(小3・4) ・イラスト(小5・6) ・ポスター(中学生)	・環境月間 10月1日(月)～ 10月31日(水)	・作品展示 エコハウス138 のエコプラザ壁 面 ・優秀作品顕彰 式 環境セン ター3階研修室	無料	(1) (6)
24	特定非営利活動 法人ぱれっと 理事 みつみみさお 三ツ井 操	夏休み！宿題指 導！	・大学生による夏休みの宿題 指導、学習支援 ・参加者数(見込)160名	7月31日(火) 8月2日(木) 8月8日(水) 8月17日(金)	iビル小会議室	有料 1コマ80分 500円	(4)
25	一宮商工会議所 青年部 会長 しばがき けんいち 柴垣 健一	一宮だいたいフェ スタ大集合内職場 体験2018	・地元の企業を中心に様々な 仕事が親子で体験できる職業 体験フェスタ ・参加者数(見込)1000名	10月6日(土) 12:00～15:30	一宮市本町商 店街アーケード 内	無料	(3) (6)
26	株式会社アイ・ シー・シー 常務取締役 せこ あつし 瀬古 篤司	特別番組 「小学校合唱祭」	・小学校合唱祭の様相を収録 し、2時間の特別番組として放 送する。 ・児童や保護者、番組を視聴 する一般の方	収録:8月25日 (土) 放送:9月15日 (土)・16日(日)	放送形態 ICCチャンネル12	無料	(5)イ (6)
27	いちい信用金庫 理事長 あわの ひでき 栗野 秀樹	第22回いちい金 融スクール「夏休 み親子で学ぶ金 融教室」	・地域の小学生と保護者を対 象にした金融教室 (1)見て学ぼう (2)触れて学ぼう (3)クイズ (4)おこづかい帳をつけてみよう (5)「国宝犬山城」の見学 ・当金庫営業エリア在住の小 学生とその保護者 ・20組40名(見込)	7月25日(水) 9:30～16:00	いちい信用金 庫本店 4階会 議室及び本店 営業部	無料	(6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(生涯学習課)

受付番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可基準
19	社会福祉法人一宮市 社会福祉協議会 会長 かわむら まさお 河村 正夫 主催(共催) 第30回みんなと一緒に“福祉とボランティア活動展”実行委員会 及び 社会福祉法人一宮市 社会福祉協議会	第30回みんなと一緒に“福祉とボランティア活動展”	市内の各福祉団体等による活動状況の紹介ならびにボランティア活動への参加呼びかけ	10月20日(土) ~ 10月21日(日)	一宮スポーツ文化センター	無料	(3) (6)
20	NPO法人ふるさと芸能研究所 理事長 なかやま 中山 ねむか	おまつり福ぶくろ一宮公演	田楽座によるファミリー向け伝統芸能公演	10月8日(月・祝)	i-ビル シビックホール	有料 中学生以上 1,500円 子ども(3歳~小学生) 1,000円 ファミリーチケット(子どもを含む4人) 4,500円	(4)
21	生田流箏曲宮城社 脇田会 代表 わきた みどり 脇田 美登里 主催(共催) 生田流箏曲宮城社 脇田会 及び 邦楽グループREN	お箏で奏でる夏の涼風コンサート… あなたに届けたい爽やかな音色を…	箏や尺八、ピアノの演奏を行うコンサート	8月5日(日)	木曾川公民館 講堂	無料	(6)

一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

( スポーツ 課)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
9	一宮市 一宮市長 なかの まさやす 中野 正康	第34回市民健康まつり	市民のみなさんが「自分の健康は自分で守り、健康づくりに取り組む」という自覚と認識のもとに、健康で明るい生活ができるよう積極的に健康づくりの推進を図る。	9月2日(日)	一宮スポーツ文化センター	無料	(1) (6)
10	愛知県バドミントン協会 会長 すえおか ひろあき 末岡 熙章	第57回全日本教職員バドミントン選手権大会	日本教職員バドミントン連盟会員によるバドミントン競技(団体戦:男・女、個人戦:男・女)のトーナメント戦	8月11日(土)~15日(水)	一宮市総合体育館	団体戦: 1チーム 25,000円 個人戦 1人1種目 5,000円 表彰積立金 1,000円、 保険料 100円	(1) (4)
11	西尾張体育協会 会長 なかの まさやす 中野 正康	第50回愛知県スポーツ少年大会西尾張支部大会 バレーボール 競技・柔道競技	西尾張地区14市町村による団体戦・個人戦	(バレーボール) 8月18日 (柔道) 8月26日	(バレーボール) 一宮市総合体育館 (柔道) 尾西スポーツセンター	1チーム 300円	(3) (6)
12	一宮軟式野球連盟 会長 とりごえ りなか 鳥越 豊	一宮ライオンズクラブ旗争奪第19回一宮ティーボール大会	一宮市内の少年野球チームの低学年によるティーボール大会。 予選はリーグ戦。 決勝はトーナメント戦で実施	9月15日(土)~22日(土)	平島公園野球場	1チーム 3,000円	(3) (6)

# 一宮市教育委員会後援名義使用許可申請

(図書館事務局)

受付 番号	申請者	事業名	内容	実施日	開催場所	参加料	許可 基準
1	日本絵本ケア協会 代表 ました 真下 あさみ	大人のための心の絵 本ケア 「絵本と音楽のやさ しい時間」	日頃 忙しく毎日を過ごし ている大人たちの心をほ ぐし、明日への活力として 心安らく絵本の読み語り とやさしいピアノの演奏 を聴いて頂く絵本ケアの コンサート	8月19日(日)	オリナス一宮 1階ホール	無料	(7)